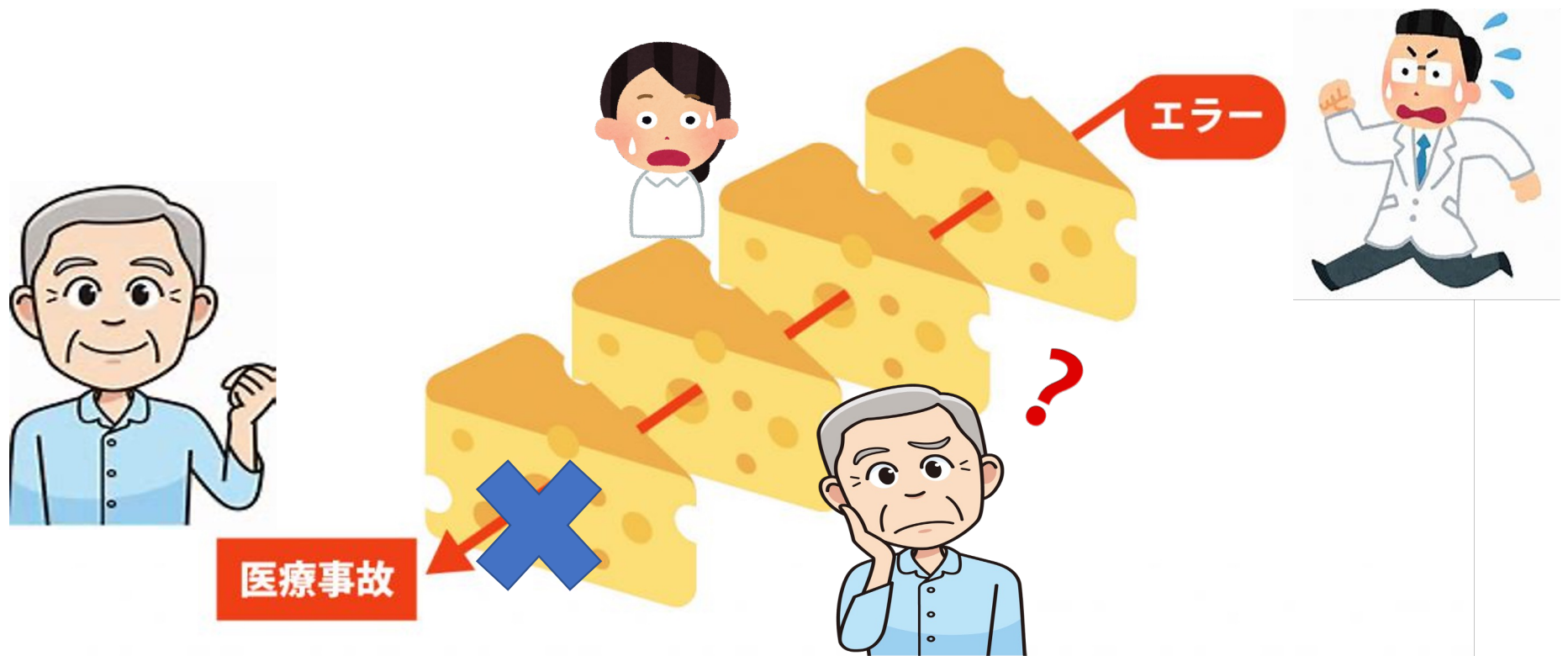


医療の質向上と患者安全への 患者参加の必要性

神谷法律事務所
弁護士 神谷恵子

生存科学研究所助成研究シンポジウム
2023年3月21日

事故防止のための患者参加



事故防止のための患者参加



大前提として情報共有が必要

法的観点からみた診療契約とは

- 医療側が疾病の診断・治療その他の医療の提供義務を負う一方で、患者側が報酬支払義務を負うことを主たる内容とする契約

米村滋人『医事法講義』93頁

- 一般的には、準委任契約と言われている。
結果を保証するのではなく、最善の手段を尽くすことを内容とする。

診療契約で保護しようとしている 患者の利益とは？

- (1) 患者の生命・身体・健康・QOLの利益
⇒生命・身体等を保護する義務
- (2) 患者・家族等の医療的な決定というプロセスという利益
⇒情報提供義務・説明義務
- (3) その他の義務

具体的な義務としては...

- ① 最善の医療を実施する義務
- ② 問診義務
- ③ 転院・転送義務
- ④ 安全配慮義務
- ⑤ 説明義務
- ⑥ 死因説明・解明義務
- ⑦ 診療録記載・保管・開示義務
- ⑧ 個人情報保護義務
- ⑨ 証明文書交付義務など

(加藤良夫編『医事法講義』参照)

※⑤については、米村滋人は情報提供義務も併せて指摘している。

情報提供の充実化－医師・患者の対等性

- 医師が、患者に医療を提供するのは、診療契約に基づくものの契約当事者としては対等であることが大前提



- ただし、医療の専門性から、医療者側に知識や情報が偏在化しやすい。
- 一方、個々人の不確実性が常に伴うため、結果的なリスクは患者負うことになる。

⇒医療者からの十分な情報提供と
それによる患者の真意に基づいた
同意が重要となる。



情報提供義務・説明義務

- 疾患の診断、経過、実施予定の治療の内容と必要性、治療に伴う合併症等の危険性、ほかに選択可能な治療法の内容とその利害得失など
←医療的なプロセスを決定できるようにするため
- より積極的に患者と医療者で情報共有することによって、事故の防止が可能となる。

患者安全のための情報共有

Shared Decision Making 『共同意思決定』

- 患者にとって患者安全はまさに自分自身のこと、どのような医療行為が行われ、どのようなリスクがあるのかを知って初めて自分でも安全を図れる。



- 共同意思決定とは、患者、家族等、医療・ケア従事者が、患者を中心に対話を重ねることにより、患者の価値観や医療に期待していることを共有し、患者にとって最善の医療について合意することを意味

（ACPと同様の発想）

- 症例検討会への患者・家族の参加
⇒但し、患者自体が自己決定の主体であって「症例」ではない。



医療の質の向上と患者参加

医療者の「最善」と患者の「最善」は同じか？

- 治療として複数の選択肢があり、それぞれのリスクがある中で、医療者にとっての「最善」と、患者にとっての「最善」は、必ずしも一致しない。
- 患者においては、これまでの生き方や価値観、意向があり、それを十分に踏まえた上で、最終的な自己決定が行われるべき。
- 医療者は、このような自己決定を支援し、実行していく。

共同意思決定のプロセスが重要